



埼玉労働局発表
平成29年11月27日



【照会先】

埼玉労働局労働基準部健康安全課
課長 塩野 七重
課長補佐 廣澤 禎
地方産業安全専門官 佐藤 忠幸
(電話)048-600-6206

報道関係者 各位

平成29年度 埼玉年末・年始無災害運動について —実施期間 平成29年12月1日～平成30年1月15日—

埼玉労働局(局長 荒木祥一)では、平成25年から平成29年までの5年間を計画期間とした埼玉第12次労働災害防止計画を策定し、平成29年末の労働災害による死亡者数を平成24年と比較して20%以上の減少、死傷者数について同じく15%以上の減少を目標とし、労働災害防止に係る取組を推進しています。

埼玉県内における本年10月末日の労働災害の発生状況は、死亡災害については全産業で21人と前年同期比で6人(22.2%)減少していますが、休業4日以上死傷者数については、全産業で4,112人と前年同期に比べ34人(0.8%)増加しています。特に、建設業については、対前年比で死亡災害が5人(125%)増加の9人、死傷災害が74人(18.6%)増加の472人と大幅に増加しています。

このような状況の中、年末・年始は何かと繁忙な時期であって、貨物量の増加、気象条件や交通事情等により作業環境が変化しやすくなることに加え、事業場・職場が一斉に操業を停止・開始する際や大掃除を行う際等に非定常作業等が行われることなどに伴って、労働災害の増加が懸念される時期であることから、各事業場・職場では災害防止のための特別な配慮が必要となります。

このことから、平成29年末は埼玉第12次労働災害防止計画の期間終了時期でもありますが、年末の時期を無災害で締めくくり、また、年間無災害の第一歩として新しい年をスタートするため、別添の実施要領を定め、平成29年12月1日から平成30年1月15日までの期間で「埼玉年末・年始無災害運動」を実施し、労働災害防止の取組を積極的に展開することとします。

なお、建設業については、実施期間内の平成29年12月1日から14日までの間、茨城、栃木、群馬、埼玉の4労働局が合同で建設工事現場に対する一斉監督を実施する予定です。

埼玉年末・年始無災害運動実施要領

埼玉労働局では、平成 25 年から 29 年までの 5 年間を計画期間とする埼玉第 12 次労働災害防止計画(以下「埼玉 12 次防」という。)において、労働災害による死亡者数について平成 29 年に平成 24 年と比較して 20%以上の減少、死傷者数について同じく 15%以上の減少を全体目標とし、さらに、その実現性を高めるために重点業種を定め、第三次産業のうちの小売業、飲食店、社会福祉施設及び陸上貨物運送事業に対して死傷災害の減少を、製造業及び建設業に対して死亡災害の減少を数値目標として労働災害防止に係る取組みを掲げ推進している。

県内における本年 10 月末日現在の労働災害の発生状況をみると、死亡者数については、全産業で 21 人と前年同期比で 6 人(22.2%)減少している。業種別では、製造業で 3 人と前年同期比 5 人減少、陸上貨物運送業で 2 人と同 5 人減少となっているが、建設業では 9 人と同 5 人増加しており、すでに埼玉 12 次防の数値目標である 8 人を超え、また、昨年 1 年間の死亡者数 6 人を上回っている。

一方、休業 4 日以上死傷者数については、全産業で 4,112 人と前年同期 4,078 人に比べ 34 人(0.8%)増加している。

工業的業種では、製造業では 975 人と前年同期比で 30 人(3.0%)減少しているが、建設業では 472 人と同 74 人(18.6%)増加しており、建設業については、死亡、休業災害ともに前年から大きく増加している事情を踏まえ、埼玉労働局においては今年の 8 月と 11 月の 2 回にわたり、建設業の関係団体あて労働災害防止の取組を緊急要請しているところである。

また、第三次産業では、小売業で 489 人と前年同期比 34 人(6.5%)減少、飲食店で 155 人と同 14 人(8.3%)減少、社会福祉施設で 234 人と同 15 人(6.0%)減少、陸上貨物運送事業では 770 人と同 32 人(4.3%)増加している。ただし、減少している 3 業種についても、埼玉 12 次防の数値目標である小売業 488 人、飲食店 147 人、社会福祉施設 189 人を、すでに 10 月末の時点で上回っていることから、依然、第三次産業における労働災害に歯止めをかけることが喫緊の課題となっている。

このような状況の中、年末年始の繁忙期を迎えて、貨物量の増加、気象条件や交通事情等により作業環境が変化しやすくなることに加え、事業場、職場が一斉に操業を停止・開始する際や大掃除を行う際等に非定常作業等が行われることなどに伴って、労働災害の増加が懸念される時期となる。

このため、埼玉、千葉、東京、神奈川の 4 労働局が推進している「Safe Work」のキャッチフレーズの下、各事業場、職場における年末・年始にかけての安全衛生意識を高め、労働災害防止の運動を積極的に展開することにより、死亡災害及び死傷災害の発生を防止するため、「埼玉年末・年始無災害運動」を実施する。

1 目的

各労働災害防止団体等が推進する年末・年始時期を捉えた労働災害防止強調期間、無災害運動等との連携により、管内事業場における安全衛生意識の高揚を図るとともに期間中に埼玉労働局及び管下各労働基準監督署並びに各関係団体・各事業場が展開している各種取組を一層推進し、もって死亡災害及び死傷災害の防止を図る。

2 実施期間

平成 29 年 12 月 1 日から平成 30 年 1 月 15 日まで

3 主唱者

埼玉労働局、管下各労働基準監督署

4 実施者

事業者

5 主唱者の実施事項

- (1) 労働災害防止団体、事業者団体、建設工事発注機関等に対する協力要請
- (2) 年末年始に労働災害の多発が懸念される業種に対する指導・要請
- (3) ホームページ、記者発表等による広報
- (4) 事業者、労働災害防止団体等が行う労働災害防止活動に対する指導・援助
- (5) 「Safe Work SAITAMA」の普及促進

6 事業者の実施事項

- (1) 経営トップによる年末年始時期における安全衛生方針の決意表明
- (2) 安全衛生管理体制の確立、確認
- (3) リスクアセスメント及び労働安全衛生マネジメントシステムの積極的な導入・定着
- (4) ストレスチェック結果等を活用したメンタルヘルス対策・過重労働対策の推進
- (5) 非定常作業における労働災害防止対策の徹底
 - ・ 作業計画、作業マニュアルの点検、確認、作成
 - ・ 作業計画、作業マニュアルに基づく安全衛生教育の実施
 - ・ 作業計画に基づく作業開始前ミーティングの実施
- (6) KY (危険予知) 活動の実施
- (7) 安全衛生パトロールの実施
- (8) 業務繁忙期における無理な計画に基づく作業の排除
- (9) 職場の整理・整頓・清掃・清潔(4S)の徹底
- (10) 火気の点検、確認等火気管理の徹底
- (11) 降雪期を考慮した交通労働災害防止ガイドラインに基づく交通労働災害防止対策の推進
- (12) 荷主として運送事業者に荷役作業を行わせる場合の荷台からの墜落防止の安全対策
- (13) 「Safe Work SAITAMA」のキャッチフレーズ、ロゴマークの活用による安全衛生の意識高揚

7 重点実施事項

(1) 全業種共通

- ア 事業者の安全衛生方針の確認、所信表明
- イ 4S(整理・整頓・清掃・清潔)活動の推進
- ウ 床等の水、油、氷等の清掃、除去による転倒災害の防止
- エ 脚立、梯子等の正しい使用方法による墜落・転落災害の防止
- オ 床面、通路、階段等の設備改善による転倒災害、墜落・転落災害の防止
- カ 無理な姿勢による荷の取扱作業の排除による腰痛の防止
- キ 荷役作業安全ガイドラインに基づく荷役作業時の安全確保
- ク 交通法規、自動車運転車労務改善基準の遵守による交通労働災害の防止
- ケ 雇入れ時の安全衛生教育の徹底
- コ 積雪、凍結による転倒災害の防止対策

(2) 製造業

- ア 加工用機械、運搬装置等の安全装置、安全カバーの設置によるはさまれ・巻き込まれ災害の防止
- イ 労働安全衛生規則改正された食品加工用機械の対策の実施
- ウ 非定常作業、故障時のマニュアル確認及び安全作業の徹底
- エ 通路、階段、作業床等の墜落、転倒防止のための改善
- オ フォークリフト、クレーン等の資格者の確認と資格者による作業
- カ 用具の正しい使用方法による作業
- キ 重量物扱いの災害性腰痛、捻挫防止のための正しい方法による作業

(3) 建設業

- ア 法令に基づく足場の設置、開口部の手すり等の設置又はそれらを設けることが困難な場合の安全帯の使用による墜落・転落災害の防止
- イ 足場先行工法、手すり先行工法の実施
- ウ 車両系建設機械、クレーン等に係る作業半径内立入禁止措置等安全作業の徹底
- エ 労働安全衛生規則改正された解体用機械の対策の実施
- オ 携帯用丸のこ盤の安全教育の徹底と歯の接触予防装置の確実な使用
- カ 作業計画に基づく適切な作業
- キ 足場等の防護ネットの設置等による高所からの落下物災害の防止
- ク 脚立、梯子、ワイヤーロープ等の点検と特に梯子使用時の緊結、転位防止、昇降時の安全ブロック及び安全帯の使用等適切な作業方法による作業
- ケ 作業主任者の作業指揮に基づく作業
- コ 新規採用者に対する安全衛生教育の実施

(4) 陸上貨物運送事業

ア 過労運転及び降雪、凍結による交通労働災害の防止

イ 「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」に基づく次の災害防止対策

- ①荷台からの墜落・転落防止
- ②フォークリフト、クレーン等の災害防止
- ③コンベヤーによる災害防止
- ④ロールボックスパレットによる災害防止
- ⑤転倒による災害防止
- ⑥腰痛防止対策
- ⑦荷崩れ又は荷の落下による災害防止
- ⑧陸運事業者と荷主との連絡調整

(5) 小売業・飲食店

ア 4S(整理・整頓・清掃・清潔)活動の推進等による転倒・転落災害の防止

イ 労働安全衛生規則改正された食品加工用機械の対策の実施

ウ 刃物、脚立、梯子等の正しい使用方法による作業

エ 「安全推進者の配置等に係るガイドライン」に基づく安全推進者の配置

オ 職場の危険箇所の「見える化」の実施

(6) 社会福祉施設

ア 新規開設時の安全衛生対策の確認

イ 法令に基づく安全衛生管理体制の整備

ウ 4S(整理・整頓・清掃・清潔)活動の推進等による転倒・転落災害の防止

エ 無理な姿勢による作業の排除、補助具等の利用による腰痛の防止

オ 職場の危険箇所の「見える化」の実施